

平成30年度

飯山市財政健全化審査意見書

飯山市公営企業会計経営健全化審査意見書

飯山市監査委員



監委第 12 号
令和元年 8 月 19 日

飯山市長 足立 正則 様

飯山市監査委員

服部 晴邦

飯山市監査委員

上松 永林



平成 30 年度飯山市財政健全化審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された、平成 30 年度飯山市財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

平成 30 年度 飯山市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和元年 8 月 9 日

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

この審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

健全化判断比率	平成 30 年度	平成 29 年度	早期健全化基準	備 考
① 実質赤字比率	—	—	13.81	※1
② 連結実質赤字比率	—	—	18.81	※1
③ 実質公債費比率	11.7	11.2	25.0	
④ 将来負担比率	19.0	30.2	350.0	

備考※1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「—」と表示してあるが、計算結果がマイナス（黒字）であったためによる。

5 意見

健全化判断比率のうち実質赤字比率と連結実質赤字比率については、歳入が歳出を上回っており、いずれも赤字額の計上はない。

また実質公債費比率は前年度より 0.5 ポイント増の 11.7％、将来負担比率は前年度比 11.2 ポイント減の 19.0％である。

財政健全化に向けての日頃の努力を評価すると同時に、今後も効果的かつ適正な財政運営が図られるよう要望するものである。

(参 考)

健全化判断比率の状況

当年度の健全化判断比率は、次のとおりとなっている。

(1) 実質赤字比率の状況

(単位：千円)

会計名			実質収支額		
			３０年度	２９年度	対前年度増減
一 般 会 計 等	一般会計		730,467	804,720	△74,253
	一般会計等に属する特別会計	飯山市福祉企業センター特別会計	4,710	2,498	2,212
		飯山市ケーブルテレビ事業特別会計	6,353	6,034	319
合 計		741,530	813,252	△71,722	
標 準 財 政 規 模		7,781,833	7,684,695	97,138	
実質赤字比率（％）		△ 9.52	△10.58	－	

当年度の一般会計等における実質収支額は741,530千円で、標準財政規模7,781,833千円に対する割合、実質赤字比率は△ 9.52%となっており、黒字の状況となっている。

(2) 連結実質赤字比率の状況

(単位：千円)

会 計 名			実質収支額		
			3 0 年度	2 9 年度	対前年度増減
一般会計等	一 般 会 計		730,467	804,720	△74,253
	一般会計等に属する特別会計	飯山市福祉企業センター特別会計	4,710	2,498	2,212
		飯山市ケーブルテレビ事業特別会計	6,353	6,034	319
小 計（A）			741,530	813,252	△71,722
特別会計以外の会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る	飯山市国民健康保険特別会計	3,572	36,121	△32,549
		飯山市介護保険特別会計	83,161	62,522	20,639
		飯山市後期高齢者医療特別会計	1,250	1,511	△261
		飯山市駐車場事業特別会計	378	10,040	△9,662
小 計（B）			88,361	110,194	△21,833
公 営 企 業 会 計 名			資金不足・剰余額		
			3 0 年度	2 9 年度	対前年度増減
法適用企業	宅地造成事業以外	飯山市水道事業会計	947,498	836,511	110,987
法非適用企業	宅地造成事業以外	飯山市簡易水道特別会計	3,397	1,827	1,570
		飯山市公共下水道事業特別会計	21,207	12,844	8,363
		飯山市特定環境保全公共下水道事業特別会計	21,666	12,936	8,730
		飯山市農業集落排水事業特別会計	11,582	13,296	△1,714
小 計（C）			1,005,350	877,414	127,936
合 計（A＋B＋C）			1,835,241	1,800,860	34,381
標 準 財 政 規 模			7,781,833	7,684,695	97,138
連結実質赤字比率（％）			△ 23.58	△ 23.43	—

(注)

- 1 一般会計等とは、地方公共団体が設置する会計のうち、一般会計と次の2と3のいずれにも属さない特別会計をいう。
- 2 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計とは、事業の実施にともなう収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業に係る特別会計をいい、具体的には、次に掲げる事業（地方公営企業法を適用していない事業に限る。）に係る特別会計をいう。国民健康保険・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護サービス事業特別会計・駐車場事業特別会計
- 3 公営企業会計とは、法適用企業（地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業）に係る特別会計及び法非適用企業（地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの）に係る特別会計をいう。

当年度の一般会計等における実質収支額は7億4,153万円、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額は8,836万円、公営企業会計（法適用企業）における資金剰余額は9億4,750万円、全会計における実質収支額または資金剰余額の合計額は18億3,524万円、標準財政規模に対する割合、連結実質赤字比率は△23.58%となっており、黒字の状況となっている。

(3) 実質公債費比率の状況

(単位：千円)

区 分	3 0 年 度	2 9 年 度	2 8 年 度
① 元利償還金の額（繰上償還額等を除く）	1, 131, 821	1, 091, 343	1, 046, 411
② 積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0
③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）	0	0	0
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	931, 637	934, 640	920, 483
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	199, 764	182, 314	159, 364
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	66	3	21
⑦ 一時借入金の利子	0	0	0
⑧ 特定財源の額	97, 093	91, 211	104, 201
⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	623, 594	634, 215	668, 261
⑩ 災害復旧費等に係る基準財政需要額	756, 824	687, 805	620, 570
⑪ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金（ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。）	25, 536	25, 339	25, 433
⑫ 標準税収入額等	3, 150, 945	3, 187, 861	3, 174, 193
⑬ 普通交付税額	4, 263, 251	4, 142, 263	4, 220, 103
⑭ 臨時財政対策債発行可能額	367, 637	354, 571	323, 557

	実質公債費比率 (%) (単年度)	実質公債費比率 (%) (3カ年平均)		
平成 30 年度	11.92370	11.7		
平成 29 年度	12.14596			
平成 28 年度	11.05340		11.2	
平成 27 年度	10.48280			10.7
平成 26 年度	10.70384			

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$$

A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く） ①

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」） ②+③+④+⑤+⑥+⑦

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 ⑧

D：地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）
⑨+⑩+⑪

E：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」） ⑫+⑬+⑭

当年度の実質公債費率（3カ年平均）は、11.7%となっており、前年度と比較して、0.5ポイント上昇したが、早期健全化基準 25.0%は下回っている。

(4) 将来負担比率の状況

ア 将来負担額の状況

(単位:千円)

区 分	金 額		
	30年度	29年度	対前年度増減
地方債の現在高	12,565,517	12,437,465	128,052
債務負担行為に基づく支出予定額	747,958	803,453	△ 55,495
公営企業債等繰入見込額	7,758,935	8,248,306	△ 489,371
組合負担等見込額	1,187,626	1,399,611	△ 211,985
退職手当負担見込額	1,962,950	2,023,935	△ 60,985
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
地方道路公社	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
第三セクター等	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
計 (A)	24,222,986	24,912,770	△ 689,784

イ 充当可能財源等

(単位:千円)

区 分	金 額		
	30年度	29年度	対前年度増減
充当可能基金	4,947,797	4,846,668	101,129
充当可能特定歳入	970,146	890,544	79,602
うち都市計画税	654,789	558,557	96,232
基準財政需要額算入見込額	17,089,955	17,258,349	△168,394
計 (B)	23,007,898	22,995,561	12,337

ウ 将来負担比率

30年度	29年度	対前年度増減
19.0	30.2	△ 11.2

$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{A - B}{C - D}$

A：将来負担額 (24,222,986 千円)

B：充当可能財源等 (23,007,898 千円)

C：標準財政規模 (7,781,833 千円)

D：算入公債費等の額 (1,405,954 千円)

当年度の将来負担比率は、19.0%となっており、前年度と比較して11.2ポイント減少し、早期健全化基準350.0%を下回っている。



監委第 13 号
令和元年 8 月 19 日

飯山市長 足立 正則 様

飯山市監査委員 服部 晴邦
飯山市監査委員 上松 永林



平成 30 年度飯山市公営企業会計経営健全化審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された、平成 30 年度飯山市公営企業会計経営健全化資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

平成 30 年度 飯山市公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和元年 8 月 9 日

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

会 計 名	平成 30 年度 資金不足比率	平成 29 年度 資金不足比率	経営健全 化基準	備 考
水道事業会計	—	—	20.0	資金不足はない
簡易水道特別会計	—	—	20.0	資金不足はない
公共下水道事業 特 別 会 計	—	—	20.0	資金不足はない
特定環境保全公共下水道事業 特 別 会 計	—	—	20.0	資金不足はない
農業集落排水事業 特 別 会 計	—	—	20.0	資金不足はない

(参 考)

資金不足比率の状況

当年度の公営企業会計における資金不足比率は、次のとおりとなっている。

(単位：千円、%)

項 目		3 0 年 度	2 9 年 度	対前年度増減
水道事業会計	資金不足・剰余額	947,498	836,511	110,987
	事業の規模	464,411	461,159	3,252
	資金不足比率	-	-	-
簡易水道特別会計	資金不足・剰余額	3,397	1,827	1,570
	事業の規模	19,346	18,704	642
	資金不足比率	-	-	-
公共下水道事業特別会計	資金不足・剰余額	21,207	12,844	8,363
	事業の規模	247,966	228,938	19,028
	資金不足比率	-	-	-
特定環境保全公共下水道事業特別会計	資金不足・剰余額	21,666	12,936	8,730
	事業の規模	92,380	89,670	2,710
	資金不足比率	-	-	-
農業集落排水事業特別会計	資金不足・剰余額	11,582	13,296	△1,714
	事業の規模	69,650	70,546	△896
	資金不足比率	-	-	-

※「資金不足・剰余額」について、不足している場合は負の値になります。

算定式は、下記のとおり

資金不足比率 (%)	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
------------	---	--------------------------------------

すべての公営企業において資金不足は生じていない。

